

令和7年6月30日

各 支 部 長 様
学 校 関 係 者 様

船 橋 市 剣 道 連 盟
会 長 川 畑 征 洋
〔 公 印 省 略 〕

二市合同剣道初～三段審査会の開催について

みだしのことについて、下記により実施します。該当者に周知せられ、受審希望者は手続きをお願いいたします。受審段位によって受付時間が異なりますのでご注意願います。

1. 日 時 令和7年8月24日（日）
【初 段】 入場 午前8時45分～ 受付 8時50分～9時20分 9時30分開始
【二・三段】 入場 午後12時50分～ 受付 12時55分～13時25分（予定）
※ 入場時間は再受審者も同じ。時間変更の場合は事前に通知します。
2. 場 所 船橋アリーナ サブアリーナ （船橋市習志野台7-5-1）
※ 入場は 2階観覧席入口 からお願いします。
3. 種 目 初段・二段・三段
4. 受審資格 初段： 令和7年5月31日以前に一級を取得し、令和6年8月25日時点で満13歳以上の者
二段： 令和6年8月31日以前に初段を取得した者
三段： 令和5年8月31日以前に二段を取得した者
5. 申込方法 (1) 申込期日 令和7年8月2日（土） 必着のこと
(2) 申 込 先 船橋市剣道連盟 事務局 山崎幸男 宛
メールアドレス： yamazaki@funabashi-kendo.gr.jp
(3) 申込方法 所定の申込用紙を使用の上、上記申込先にメールでお願いします。
(4) 送金方法 郵便振替口座番号 00110-9-44308 船橋市剣道連盟
6. 審 査 料 (1) 中学生～一般会員 初段： 5,000円（再受審者は 1,000円）
二段： 6,000円（再受審者は 1,500円）
三段： 7,000円（再受審者は 2,000円）
(2) 船剣連・高校生登録会員 初段： 4,000円（再受審者は 1,000円）
二段： 5,000円（再受審者は 1,000円）
三段： 6,000円（再受審者は 1,500円）
7. 登 録 料 初段： 8,000円 二段： 10,000円 三段： 13,000円
（合格者のみ当日会場にて納入下さい。再受審者も同額）
8. 審査科目 (1) 実技 （初段のみ切り返しを含む）
(2) 日本剣道形 （実技合格者・再受審者のみ）
初段： 3本まで 二段： 5本まで 三段： 7本まで
(3) 学科
次頁学科問題（各段位3問）の解答を指定の解答用紙に黒のボールペンで記入し、
受付時に提出。各問 1行目に番号と問題を書き、次の行から解答を記入のこと。
解答用紙1枚に記入しきれない場合は、同用紙の裏面を利用のこと。

(学 科 問 題)

- 初 段 1. 剣道を始めた動機について述べなさい。
 2. 打突の好機について述べなさい。
 3. 日本剣道形に使われている「五つの構え」について書きなさい。
- 二 段 1. 全剣連制定の剣道の理念及び剣道修錬の心構えを書きなさい。
 2. 有効打突について述べなさい。
 3. 日本剣道形修錬の必要性について述べなさい。
- 三 段 1. 全剣連制定の剣道の理念及び剣道修錬の心構えを書きなさい。
 2. 懸待一致について書きなさい。
 3. 試合の目的と効果について述べなさい。

9. そ の 他 (1) 申込書の記入は各支部の責任者、学校関係者は顧問又はこれに代わる責任者
 (2) 申込書および学科解答の記入は楷書ではっきり記載すること。
 (3) 申込書は段位別・男女別に記入すること。生年月日等は西暦でなく元号表記のこと。
 (4) 前段級の取得年月日、登録申請県名を必ず記入すること。
 (5) 年齢は審査会当日の年齢を記入すること。
 (6) 二段・三段受審者は全剣連番号を記入のこと。
 (7) 前段を旧姓で登録した者は、()で旧姓を記入すること。
 (8) 受審者の着替え・携行品等は、2F観覧席に置いて下さい。
 (9) 登録料等貴重品は各自で十分注意保管願います。金銭の盗難が時折発生します
 ので十分注意願います。
 (10) 再受審者とは、前回の審査で実技に合格したが、形または学科が不合格となり、
 今回再度受審する者をいう。服装は剣道着・袴、垂れ着用
 前回形不合格で学科合格の者は、今回は学科提出不要
 (11) 審査日前に受審者名簿を通知しますので、受審者は受付時に自分の受審番号を
 申告して下さい。
 (12) 実技終了後に剣道形の稽古をする場合は、地階多目的室で危険のないように
 注意してやること。体育館屋外での練習は禁止する。
 (13) 開会式前に従来実施していた受審者の交代の仕方などの説明を行わないため、
 別紙の「受審要領」等を受審者に周知徹底のこと。
 (14) 付添者の入場の可否については後日通知事項で連絡します。